

## お 知 ら せ

岐阜地方裁判所多治見支部において取扱いをしている次の事務は、令和8年10月1日から、岐阜地方裁判所（岐阜市）において取り扱うことになりました。

### ◎ 対象となる事件

- 1 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件（事件記録符号「リ」）
- 2 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件（同上「ヌ」）
- 3 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件（同上「ル」）
- 4 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件（同上「ケ」）
- 5 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件（同上「ナ」）
- 6 企業担保権実行事件（同上「企」）
- 7 上記1から6に関連する執行雑事件（同上「ヲ」）

### ◎ 対象となる管轄区域

多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市

### ◎ 問い合わせ先

〒500-8710 岐阜市美江寺町2丁目4番地の1

上記2、4、6、7につき

岐阜地方裁判所民事部不動産執行係 電話 058-262-5217

上記1、3、5、7につき

岐阜地方裁判所民事部債権執行係 電話 058-262-5219